

日本理科教育学会会則

昭和 27 年 2 月 16 日制定
平成 11 年 4 月 1 日改正
平成 13 年 4 月 1 日改正
平成 16 年 8 月 4 日改正
平成 18 年 8 月 5 日改正
平成 19 年 8 月 4 日改正
平成 21 年 8 月 18 日改正
平成 23 年 8 月 20 日改正
平成 24 年 8 月 11 日改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称) 本会は日本理科教育学会と称する。
- 第 2 条 (目的及び事業) 本会は理科教育に関する研究を行うとともに、理科教育の振興普及及び会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 例会, 分科会, 年会 (全国大会, 支部大会など), 講演会などの研究会を開くこと。
 2. 会誌, 研究報告, 理科教育学研究などを刊行すること。
 3. その他理事会の議決により適当と認められたこと。
- 第 4 条 (事務局) 事務局は, 原則として細則第 10 条に示す会長所属機関におくものとする。
- 第 5 条 (支部) 本会は, 北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州に各支部をおく。支部は, 支部大会などの研究会の開催, 支部会誌や支部論文集などの刊行, 並びに支部における表彰などを行うことができる。支部役員については, 各支部の定めるものとする。
- 第 6 条 (事業年度) 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。
- 第 7 条 (細則) この会則の実行に必要な細則は理事会の議決によって定める。
- 第 8 条 (会則変更) この会則の変更には, 総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 2 章 会 員

- 第 9 条 (会員) 本会の会員は, 正会員, 学生会員,

賛助会員及び名誉会員より構成される。

正会員は理科教育を研究している者とする。ただし, 学校, 研究所なども団体として正会員になることができる。学生会員は大学 (これに準ずる機関を含む) の学生で理科教育に関心を有する者とする。ただし, 教職に籍をおく大学院生は学生会員の対象から除く。賛助会員は本会の事業に賛助し本会より推薦された者とする。名誉会員は理科教育に関し特に功績があると認められ総会において推薦された者とする。

第 10 条 (権利) 会員は会誌, 報告, 理科教育学研究などに寄稿すること, その配布を受けること及び本会の催す各種の会合に参加することができる。

第 11 条 会員は本会に対する希望を申し出て, その審議を求めることができる。

第 3 章 総 会

第 12 条 (開催) 本会は重要な会務の審議を報告するために総会を開く。

第 13 条 総会は通常総会と, 臨時総会とに分ける。通常総会は毎年 1 回開く。

臨時総会は次の場合に通常総会を持ち得ないときにこれを開くことができる。

1. 理事会及び評議員会の議決によって必要と認められたとき。
2. 会員 40 名以上から, あらかじめ議事を示して請求されたとき。

第 14 条 総会を開くときは少なくとも 1 週間前までに審議事項を全会員に通知する。

第 15 条 (招集者及び議長) 総会は理事会の決議に基づき会長が招集しその議長となる。

第 16 条 総会は会員総数の 10 分の 1 以上出席しな

ければこれを開くことができない。

第17条 総会の決議は、本会則に特に指定された場合を除いて出席会員の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決める。

第4章 役員及び役員会

第18条 (役員の数) 本会はその事業を行うために次の役員をおく。

役員	会長	1名
	副会長	4名
	会計監査	2名
	理事	各支部1名以上、常置委員会委員長、幹事(事務局)
	評議員	各支部規定に基づく総数

第19条 (評議員・理事・常置委員会委員長の選出)

1. 各支部は1名の理事を推薦する。会員が200名以上の支部においては、これに加え支部会員数200名毎に1名の理事を追加推薦できる。
2. 評議員は各支部において支部会員中より都道府県において各支部が定める支部規定の人数に基づいて選出される。ただし原則として初等中等教育関係者を加えるものとする。
3. 理事は評議員を兼ねることができる。

第20条 (会長、副会長、会計監査、幹事、常置委員会委員長の選出) 会長は理事会において選挙の結果に基づき承認され、総会で報告される。また、副会長、会計監査、常置委員会委員長及び幹事は会長が委嘱し、総会で報告する。

第21条 (支部長) 支部長は各支部において評議員より選出する。

第22条 (役員の任期) 役員の任期は4月1日より翌々年の3月末までの2ヶ年とする。役員は重任してもよい。

第23条 役員は任期が満了しても次期役員が就任するまでその職務を行う。

補欠または増員によって選出された役員の任期は、他の在任役員の残任期と同一とする。

第24条 (会長、副会長) 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、理事会、評議員会を招集してその議長となる。

副会長は会長の職務を補佐して会長に事故あるときはその職務を代行する。

第25条 (理事会) 理事会は会長、副会長、会計監査及び理事をもって組織し、次のことを審議する。

1. 会則及び細則に定められた事項
2. 総会に提出する議案

3. 刊行物の編集方針

4. 学会における表彰に関する事

5. 委員会の設置・改廃に関する事

6. その他必要と認められた事項

第26条 (理事会の議決) 理事会の議事は、出席した理事ならびに書面によって決議に参加した理事の総数の過半数で決め、可否同数の場合は会長が決める。

第27条 (評議員会) 評議員会は、会長、副会長、会計監査、理事及び評議員をもって組織し、理事会より諮問された事項を審議する。

第28条 (会計監査) 会計監査は本会の会計を監査するものとする。

第29条 (幹事) 幹事は会長の命をうけ、本会の庶務、会計及び刊行物の編集を行う。

第30条 (常置委員会) 本会の事業を遂行するため、次の通り常置委員会を設置する。

1. 理科教育学研究編集委員会
2. 「理科の教育」編集委員会
3. 教育課程委員会
4. 国際交流委員会
5. 広報委員会

第5章 資産及び会計

第31条 (経費) 本会の経費は、基金の利息、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

第32条 本会に基金をおく。

基金は基金とすることを指定された寄附金及び理事会で基金とすることを適当と認めた金品で構成する。

基金は理事会で定めた方法によって会長がこれを管理する。

第33条 本会の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。

附則 本会則は平成13年4月1日より実施する。

附則 本会則は平成16年8月4日より実施する。

附則 本会則は平成18年8月5日より実施する。

附則 本会則は平成19年8月4日より実施する。

附則 本会則は平成21年8月18日より実施する。

附則 本会則は平成23年8月20日より実施する。

附則 本会則は平成24年8月11日より実施する。

細則 (平成23年8月20日改正)

第1条 (入会及び退会) 新しく正会員、学生会員又

は賛助会員として入会しようとする者は別記所定の様式により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第2条 会員は会長に申し出て退会することができる。

第3条 理事会で本会の会員として適当でないと認められた会員は、会長によって退会させられることがある。

第4条 (会費)

1. 正会員は年額9,700円、学生会員は年額6,700円とし、名誉会員の会費は免除する。
2. 学生会員は所属大学が当該年度に発行した在学証明書を送付した者に限る。
3. 会員同士が夫婦である場合、夫婦の内の一人を年額3,000円とすることができる。この場合、会誌及び理科教育学研究は、夫婦1組に1部を送付する。

第5条 (下半期入会会費) 会計年度下半期(該当年度10月1日以降翌年3月末日に至る間)に入会する者に限り、その年度会費は5,000円(学生会員の会費は3,500円)とする。

第6条 (刊行物) 会員にはその年度に刊行した理科

教育学研究及び会誌「理科の教育」を送付する。ただし、細則第5条による会員には上半期刊行の会誌は送付しない。

第7条 会費を納入しない会員には会誌の送付を停止することがある。

第8条 会則第20条による副会長4名の推薦は次の通りとする。

2名は会長が指名した者、1名は当該年度本学会全国大会を開催する支部より選出された者、他の1名は次年度本学会全国大会開催支部より選出された者とする。

第9条 会則第20条による会長は「日本理科教育学会会長選挙規定」により選出される。

第10条 本学会事務局を、以下の住所におく。

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2
横浜国立大学教育人間科学部理科教育講座

附 則 本細則は平成13年4月1日より実施する。

附 則 本細則は平成16年8月4日より実施する。

附 則 本細則は平成19年8月4日より実施する。

附 則 本細則は平成21年8月18日より実施する。

附 則 本細則は平成23年8月20日より実施する。

日本理科教育学会会長選挙規定

平成13年4月1日制定

第1条（総則）「日本理科教育学会会則」第20条に定められた会長は、この規定の定めるところにより選出される。

第2条（会長選挙の方法）

1. 会長の選出方法は会長の選挙による。
2. 会長候補者は推薦人による推薦を必要とする。

第3条（選挙者の資格）選挙者は会長選挙の行われる前年の12月末現在における、本会の会員でなければならない。

第4条（会長候補者資格）会長候補者は以下の条件を満たす者でなければならない。

- 1) 会員歴20年以上
- 2) 評議員または理事経験者
- 3) 会長任期中は現職者で65歳以下である者
- 4) 学会事務局を編成できる者

第5条（推薦人の資格）推薦人は、会員歴10年以上の会員でなければならない。

第6条（選挙管理委員会）

1. 会長選挙のため選挙管理委員会（以下管理委員会という）を置く。
2. 管理委員会は、会長選挙の行われる前年の9月までに、各支部持ち回りで組織する。
3. 管理委員会は当該支部の会員から構成される。
4. 管理委員会の委員長は委員の互選によって選任される。
5. 管理委員会は次に掲げる事項を行う。
 - 1) 選挙の告示
 - 2) 推薦者と会長候補者の資格審査
 - 3) 推薦人による推薦理由と会長候補者への所信表明の要請と公表
 - 4) 選挙人名簿の公表
 - 5) 投票用紙の作成及び送付
 - 6) 投票の管理、開票及び結果の公表
 - 7) その他選挙に関わる事務
6. 管理委員会は選挙結果の理事会への報告をもって解散する。

第7条（投票）

1. 投票は所定の用紙を用いて行う。
2. 投票は氏名を1名記載することによって行う。
3. 投票は無記名とする。
4. 投票は郵送によるものとする。

第8条（無効投票）次の投票は無効とする。

- 1) 所定の封筒と用紙を用いないもの、および所定の投票方法に従わないもの

- 2) 投票締切日を過ぎたもの
- 3) 誰に投じたか確認できないもの
- 4) その他管理委員会によって無効と判断されたもの

第9条（開票）

1. 開票には1名の立会人を置く。
2. 立会人は管理委員会が所属する以外の支部より選出される。
3. 立会人は理事会において決定する。

第10条（選挙結果の報告）管理委員会は、選挙の経過およびその結果を理事会に報告する。

附則 この規定は平成13年4月1日より実施する。

日本理科教育学会会長選挙細則

平成16年8月4日改正

第1条（細則の性格）本細則は「日本理科教育学会会長選挙規定」に関する細則を定める。

第2条（投票日程）選挙は以下に示す日程に基づいて行われる。

- 1) 選挙公示 11月
- 2) 投票 3月
- 3) 開票 4月
- 4) 選挙結果の報告 第1回理事会

第3条（推薦書および会長候補者所信表明の書式）推薦書は600字以内、会長候補者所信表明は800字以内で作成する。推薦書は1会長候補者につき1種とし、5名以内の推薦人の氏名および所属支部を記載できる。

第4条（管理委員会の広報活動）管理委員会は以下の方法により選挙に関わる広報活動を行わなければならない。

- 1) 「理科の教育」11月号、翌年1月号に選挙告示を掲載する。
- 2) 「理科の教育」3月号に、会長候補者リストと推薦人を掲載する。
- 3) 選挙人名簿、会長候補者名簿、および会長候補者所信表明を、投票用紙とともに選挙資格者全員に送付する。

第5条（投票方法）投票は、管理委員会より送付された投票用紙を用い、中封筒に封入した上、外封筒に学会員であることを示す住所と氏名を記載し、切手を貼付の上送付しなければならない。

第6条（候補者が1名の場合）会長候補者が1名の場合は、会長選挙規定第2条に定める会員による投票は行わず、無投票当選として理事会に報告する。

附則 平成16年8月4日改正

日本理科教育学会名誉会員推薦内規

昭和 54 年 8 月 25 日改正

平成 7 年 8 月 8 日改正

平成 16 年 8 月 4 日改正

1. 会則第 9 条の規程による名誉会員の推薦は、この内規による。
2. 名誉会員の選考は、各支部長および会長、副会長、理事からの推挙に基づき、理事会においてその当否を審議し、その結果を総会に報告して承認を得るものとする。支部長による推挙は支部評議員会の議を経て行うものとする。
3. 被推薦者は、原則として定年退職した者または 65 歳以上の者で以下のいずれか 1 つの条件を満たす者の中から、本学会の発展に著しく貢献した実績を、総合的に勘案して決定する。
 - (ア) 学会会員として 25 年以上の会員歴を持ち、会長経験者でかつ副会長、常置委員会委員長および特設された委員会の委員長、理事、支部長のいずれかとして学会に貢献した者。
4. 前項の規定に関わらず、理科教育に関する研究もしくは学会の運営に対して特記すべき貢献をした者を推薦することができる。
 - (イ) 本学会会員として 25 年以上の会員歴を持ち、副会長、常置委員会委員長および特設された委員会の委員長、理事、支部長などの経歴が通算して 15 年以上の者で、学会に対する貢献が著しい者。

日本理科教育学会学会功労者表彰内規

平成 21 年 8 月 17 日改正

1. 会則第 25 条第 4 項の規定による学会功労者の選定は、この内規による。
2. 学会功労者の選考は、各支部からの推挙に基づき、理事会においてその当否を審議し、その結果を総会に報告して承認を得るものとする。
3. 被推薦者は、原則として定年退職した者または 63 歳以上の者の中から、本学会の発展に著しく貢献した実績を、総合的に勘案して決定する。

日本理科教育学会賞候補者選考規定内規

平成7年8月8日制定

平成15年8月7日改正

1. 会則第25条第4項の学会における表彰の選考はこの内規による。
2. 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」、
「理科の教育」に掲載された論文及び理科教育に関する著作とする。対象となる論文又は著作は、原則として、賞の応募締切日から過去2年度（選定の行われる年度の2年度前の4月1日より1年度前の3月末日）に発表されたものとする。
3. 受賞者は、単著の場合はその著者、共著の場合はその代表者とし、受賞件数は原則として毎年1件とする。
4. 本賞は、二度受賞できない。
5. 候補の募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。応募締切日は4月末日とする。
6. 受賞候補者の選考及び決定は選考委員会において行う。
- ア. 選考委員会は当該年度最初の理事会の議を経て発足する。
- イ. 選考委員会は、理科教育学研究編集委員長、「理科の教育」編集委員長、それ以外の理事3名の計5名で構成する。
- ウ. それ以外の理事3名は、理事会において互選する。
- エ. 選考委員全委員長は、上記5名の選考委員より互選する。
- オ. 選考委員の任期は2年として、役員の任期と同一の年度とする。
- カ. 選考の基準は、独創性に富み、今後の理科教育学研究に大いに貢献できる研究であること。
- キ. 選考の結果を全国大会前の理事会において審議し、受賞者を決定する。
7. 受賞者には、賞状を授与する。

日本理科教育学会理科教育研究奨励賞候補者選考規定内規

平成7年8月8日制定
平成10年8月3日改正
平成15年8月7日改正

1. 会則第25条第4項の規定による学会における表彰の選考はこの内規による。
2. 奨励賞の対象者は、大学及び大学以外（大学の附属幼・小・中・高校を含む、以下同じ）の理科教育関係者からそれぞれ原則として毎年1件ずつ選考するものとする。
3. 受賞者は、その成果を本学会の「理科教育学研究」、「理科の教育」、「全国大会発表論文集」、「支部大会発表要稿」のいずれかに発表した正会員及び学生会員で、学会が推薦書を受理した年度内で、大学等の関係者は満40歳未満の者とする。大学以外の理科教育の関係者については、年齢制限を設けない。賞の応募締切日から過去1年度（選定の行われる年度の前年度の4月1日より3月末日）に発表されたものとする。
4. 本賞は、二度受賞できない。
5. 候補の募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。応募締切日は4月末日とする。
6. 受賞候補者の選考及び決定は、選考委員会において行う。
 - ア. 選考委員会は当該年度最初の理事会の議を経て発足する。
 - イ. 選考委員会は、「理科教育学研究」編集委員長、「理科の教育」編集委員長、それ以外の理事3名の計5名で構成する。
 - ウ. それ以外の理事3名は、理事会において互選する。
 - エ. 選考委員会委員長は、上記5名の選考委員より互選する。
 - オ. 選考委員の任期は2年として、役員の任期と同一の年度とする。
 - カ. 選考の基準は、当該年度において活発な教育・研究活動を行い、今後の発展が期待できる研究であること。
 - キ. 選考の結果を全国大会前の理事会において審議し、受賞者を決定する。
7. 受賞者には、賞状を授与する。